

# 高梁市DX推進計画

高 梁 市

令和5年5月

改訂履歴

改定年月日	改訂箇所	改定内容
令和5年5月16日	—	初版

## 目次

第1章 策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 対象期間 .....	2
第2章 DXの推進 .....	3
1 推進体制 .....	3
2 基本方針 .....	4
3 基本目標と取組体系 .....	6
第3章 DXの取組 .....	7
1 行政のDX .....	7
(1) マイナンバーカードの普及促進 .....	7
(2) 行政手続のオンライン化 .....	8
(3) セキュリティ対策による安全安心の確保 .....	9
(4) 自治体情報システムの標準化・共通化 .....	10
(5) AI・RPAの利用推進 .....	11
(6) 職員のテレワークの推進 .....	12
2 地域のDX .....	12
(7) 地域社会のデジタル化 .....	12
(8) デジタルデバイド対策 .....	12
(9) オープンデータの推進・官民データ活用の推進 .....	13
【参考資料】準拠したガイドライン等.....	14

# 第1章 策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症対応において、マイナンバーを利用するシステムをはじめ、行政の情報システムが国民が安心して簡単に利用する視点で十分に構築されていなかったことや、国・地方自治体を通じて情報システムや業務プロセスがバラバラで、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できていないことなど、様々な課題が明らかになりました。このようなデジタル化の遅れに対して迅速に対処するために、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル技術を用いてより良く変革していく、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められているところです。

こうしたなか、国において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）が決定され、めざすべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

このビジョンの実現のためには、住民の身近な行政を担う市町村の役割は重要であり、全国の自治体全体として、足並みを揃えてデジタル化に取り組んでいく必要があります。

本市では、令和3年3月に高梁市総合計画を策定し、めざす都市像として「健幸都市 たかはし」を掲げ、住民が生きがいを感じ、地域への愛着と誇りをもって、心豊かに暮らせるまちを実現するための取組を進めているところです。

また、高梁川流域圏において、備中国領域の時代より引き継がれた地域間の強いつながりを背景に、平成27年3月に全国に先駆けて、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町の7市3町が地域の総合力をもって、人口減少・少子高齢化社会への取組や圏域全体の経済成長をめざした取組等を行っているところです。

これらを踏まえ、「健幸都市 たかはし」の実現をめざし、高梁川流域圏自治体と相互に連携を図りながら、デジタル技術を活用した社会をより良く変革する取組を計画的かつ実効的に進めていくため、「高梁市DX推進計画」を策定しました。

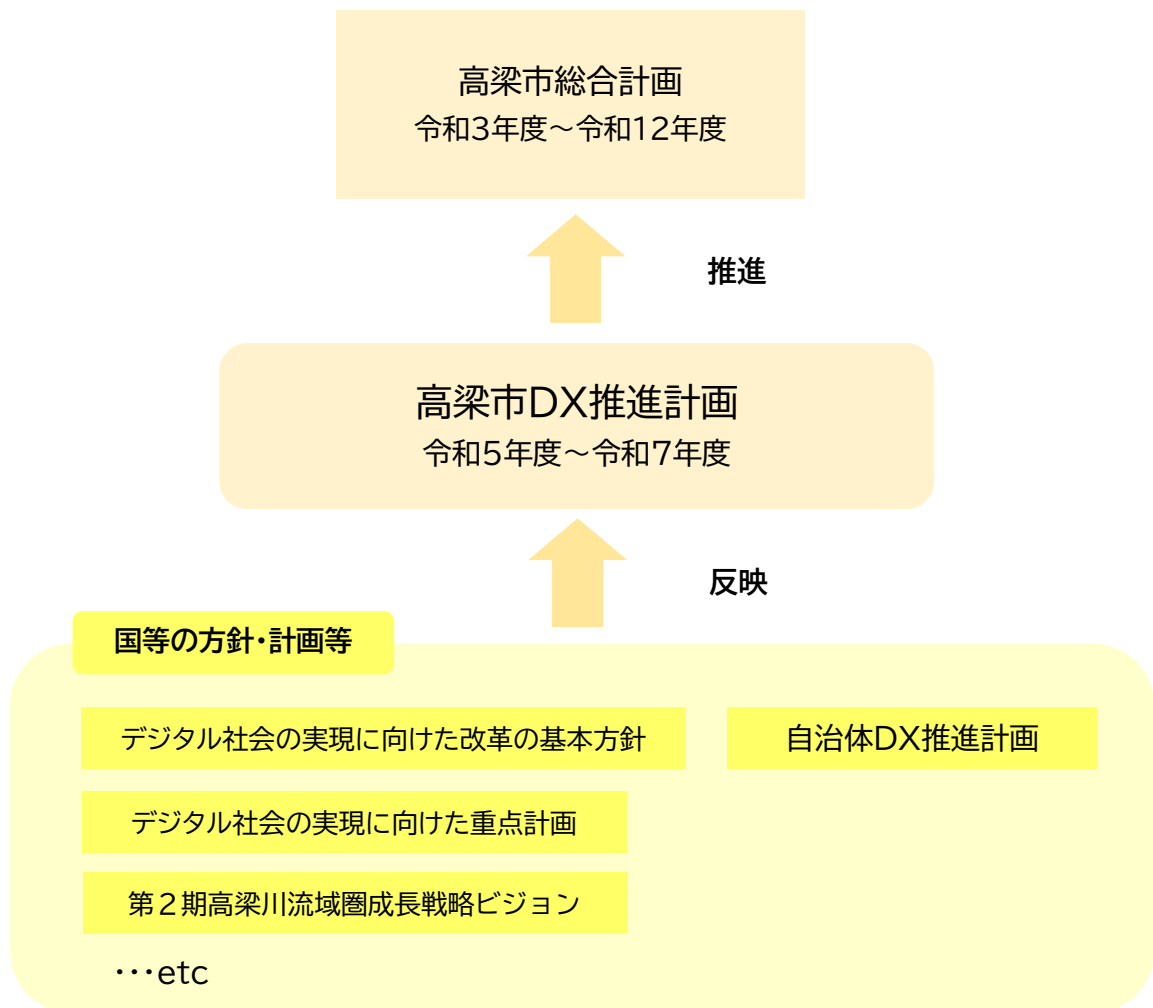
DX

Digital Transformation の略。デジタル技術を使って(手段)、社会をより良く変革すること(目的)。

## 2 計画の位置付け

本計画は、国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」、「自治体DX推進計画」、「第2期高梁川流域圏成長戦略ビジョン（連携中枢都市圏ビジョン）」等を踏まえ、本市の最上位計画である「高梁市総合計画」をDXの側面から推進するための計画と位置付けます。

図表-1 計画の位置付け



## 3 対象期間

本計画の対象期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間としますが、社会情勢の変化や国の動向等も踏まえて適宜見直しを行います。

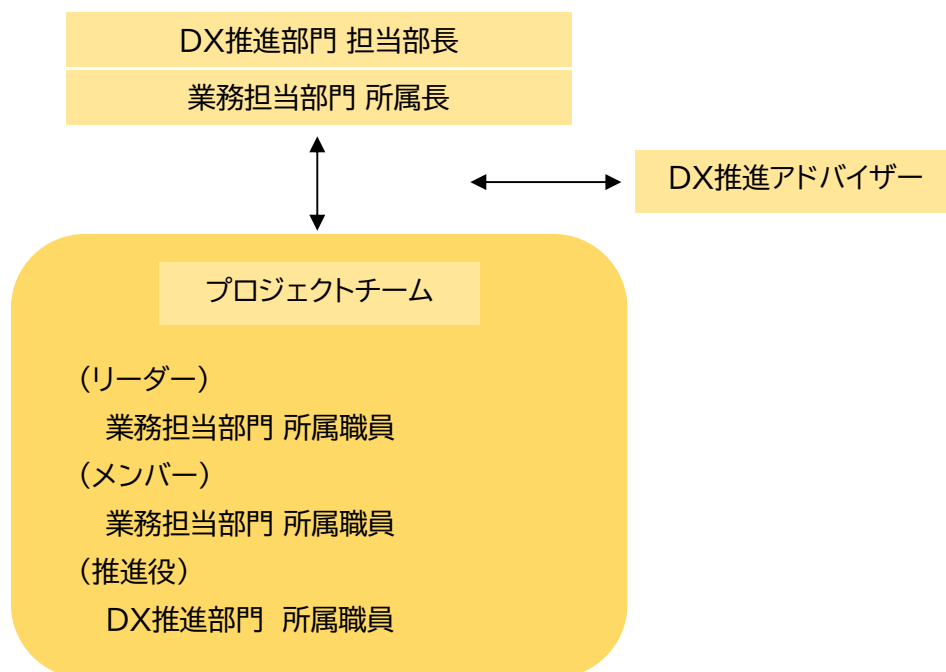
## 第2章 DXの推進

### 1 推進体制

本計画の推進にあたっては、DXを推進するための全庁的・横断的な推進体制を構築し、DX推進部門と、子育て、健康・福祉、住民制度、教育、産業、人事などをはじめとしたあらゆる分野の業務担当部門が連携、協力して取り組みます。

また、庁内外の研修や高梁川流域7市3町の自治体で構成する「高梁川流域自治体DX推進会議」が実施する研修や情報共有会などを活用しながら、DXの認識共有・機運醸成、内部人材の育成を図るとともに、外部人材の活用や専門職の採用など必要な措置の検討を進めます。

図表-2 DX推進体制

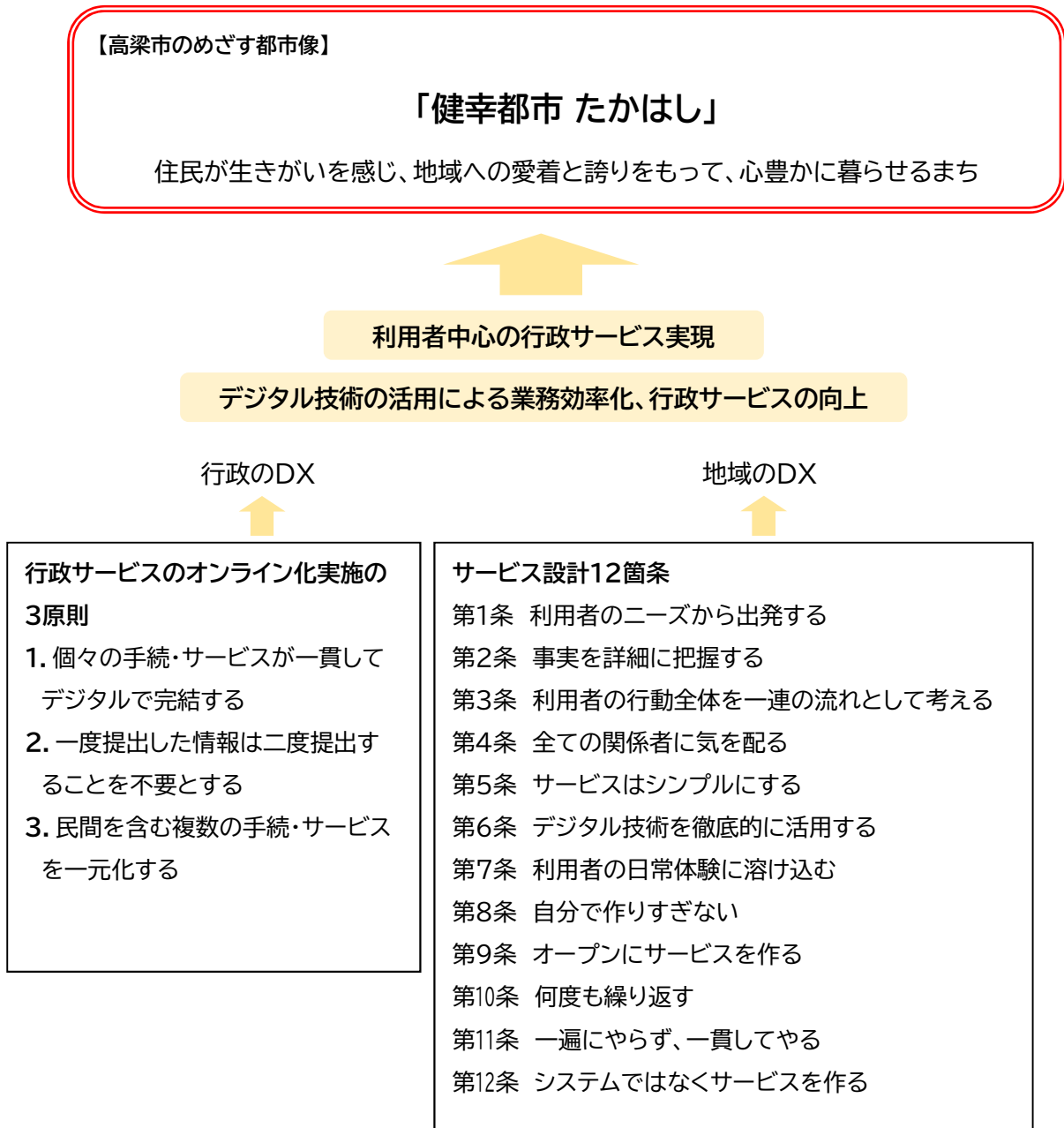


機能	担当	役割
DX推進部門 担当部長	政策監	プロジェクトの各段階における 継続・中止の判断
業務担当部門 所属長	各担当部署 所属長	プロジェクト推進に必要な決裁
各プロジェクトリーダー	各担当部署職員	プロジェクトの意思決定 プロセスの優先順位決定
各プロジェクトメンバー	各担当部署職員	プロセスの実行
各プロジェクト推進役	デジタル・未来戦略課職員	プロジェクト進行、チームマネジメント、 庁内外の調整・交渉

## 2 基本方針

本計画では、国の基本方針を踏まえつつ、DXの側面から本市のめざす都市像の実現のため、デジタル技術を活用して業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの向上に繋げていくとともに、ニーズに即した利用者中心の行政サービスの実現をめざします。また、地域とその暮らしにおける様々な課題に対して、DX推進による解決や新たな価値の創出などに取り組み、デジタル社会の形成による地域社会の活性化をめざします。

図表-3 基本方針

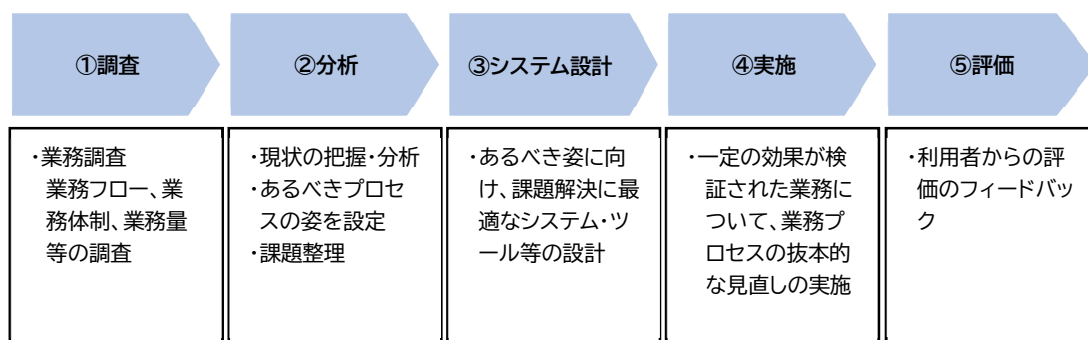


引用: デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日)」

利用者中心の行政サービスを実現する上で、デジタル化は目的ではなく、あくまでも手段であり、情報システムの整備に当たっては、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、あるべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討する等の業務改革(BPR)に取り組みます。

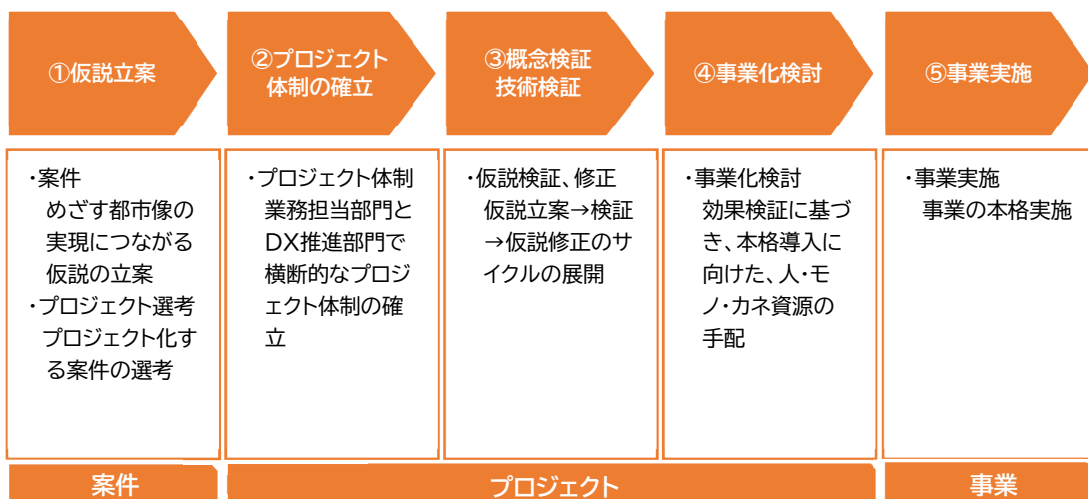
また、利用者からのフィードバックを随時受け入れながら、スピード感を持ってサービス改善が行われるサイクルを確立し、行政サービス改善に向けた取組を進めます。

図表-4 業務改革の取組



新たなプロジェクトの推進については、短期間で少しずつ反復的に開発を進めるアジャイル開発の手法を用い、変化に対応しながらサービスを構築します。

図表-5 プロジェクトの推進





### 3 基本目標と取組体系

本計画を推進するにあたり、3つの基本目標を定め、その達成に向けた取組事項を次のとおり定めます。ただし、社会情勢の変化や国の動向等に対応するため、適宜見直しを行うこととします。

図表-6 取組体系図

行政 の DX	基本目標1：行政サービスの向上	
	取組事項	(1)マイナンバーカードの普及促進
		(2)行政手続のオンライン化
		(3)セキュリティ対策による安心安全の確保
	基本目標2：行政の業務効率化	
	取組事項	(4)自治体情報システムの標準化・共通化
(5)AI・RPAの利用促進		
(6)テレワークの推進		
地域 の DX	基本目標3：地域社会の活性化	
	取組事項	(7)地域社会のデジタル化
		(8)デジタルデバイド対策
		(9)オープンデータの推進・官民データ活用の推進

## 第3章 DXの取組

### 1 行政のDX

#### (1)マイナンバーカードの普及促進

国においては、ほぼ全国民がマイナンバーカードを保有していることを目指しており、国や県と連携して交付体制の充実や普及促進に取り組めます。

来庁者に対するマイナンバーカードの取得勧奨を行うとともに、臨時の申請窓口を設置するなど、住民のマイナンバーカード取得率向上を図っています。

また、行政手続のオンライン化等、マイナンバーカードを活用した住民の利便性の向上に資する取組を行います。

図表-7 マイナンバーカード普及促進の取組

項目	内容
交付体制	臨時申請窓口の設置など、申請の促進及び交付体制の充実
カード利活用	行政手続のオンライン化など、マイナンバーカードを活用した住民の利便性の向上に資する取組の実施
効果	オンライン上での確実な本人情報の確認

令和5年度	令和6年度	令和7年度
マイナンバーカード普及促進		
休日受付窓口等の設置		
住民票交付申請のオンライン化など、カード利活用策の実施		

## (2)行政手続のオンライン化

オンライン化を優先的に取り組むべき手続とその方策を検討し、具体的な取組について定め、「いつでもどこでもできる行政手続」の実現を目指します。

国の定める「特に国民の利便性向上に資する手続」(市町村対象手続)以外の手続についても積極的にマイナポータルの基盤の活用を検討し、住民の利便性向上を図ります。

また、独自オンラインサービスを活用して住民票交付申請等の行政手続のオンライン化(行かない窓口)や行政窓口のオンライン化(書かない窓口)に取り組み、住民の利便性向上を図ります。

図表-8 行政手続オンライン化の取組

項目	内容
オンライン手続	自宅からオンラインで手続が完了する「行かない窓口」の取組 受付窓口でもオンラインで手続が完了する「書かない窓口」の取組
効果	行かない窓口 いつでもどこでも行政手続が可能 書かない窓口 タブレットなどに申請内容を入力することで申請書記入の省力化

令和5年度	令和6年度	令和7年度
行政手続オンライン化の取組		
特に国民の利便性向上に資する手続(継続)		
住民票交付申請など、「行かない窓口」の実施		
対象業務調査	申請件数の多いものなど、効果の見込めるものから「書かない窓口」の実施	

特に国民の利便性向上に資する手続(市町村対象手続)

- 児童手当
  - 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求など10手続
- 保育施設等
  - 保育施設等の利用申込など3手続
- 児童扶養手当
  - 児童扶養手当の現況届の事前送信
- 母子保健
  - 妊娠の届出
- 介護保険
  - 介護・要支援認定の申請など11手続
- 被災者支援
  - 罹災証明書の発行申請

### (3)セキュリティ対策による安全安心の確保

「高梁市情報セキュリティ基準に関する規程」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保し、「個人情報の保護に関する法律」等に基づく適切なデータの公開、運用を図ります。

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施します。

- (1)不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏洩・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2)情報資産の無断持ち出し、無許可のソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏洩・破壊・消去等
- (3)地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4)大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5)電力供給の途絶、通信の途絶等のインフラの障害からの波及等

図表-9 セキュリティ対策等の取組

項目	内容
体制整備	情報セキュリティに関する障害・事故に対処するための体制の整備
セキュリティ規程の改定	情報資産に対する脅威に継続的に対処するため、情報セキュリティ基準に関する規程の改定
個人情報保護	「個人情報の保護に関する法律」等に基づく適切なデータの公開、運用
効果	情報セキュリティに関する障害・事故及びシステム上の欠陥の未然防止 情報セキュリティに関する障害・事故が発生した場合の拡大防止・迅速な復旧

令和5年度	令和6年度	令和7年度
継続的なセキュリティ対策		
現状確認	規程の改定	

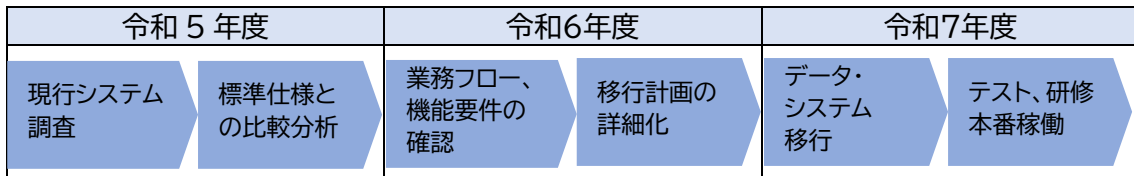
#### (4)自治体情報システムの標準化・共通化

基幹系業務等に係る情報システムにおいて、国が準備したガバメントクラウド上で標準化されたシステムによる運用を想定し、導入に当たっての課題の整理・検討を進めます。

あわせて、クラウドを導入する対象業務の拡大についても検討を進め、更なる業務の効率化をめざします。

図表-10 自治体情報システム標準化・共通化の取組

項目	内容
課題整理	基幹系 20 業務システムについて、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行に向けた課題を整理
標準化移行	令和 7 年度に基幹系 20 業務システムについて、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行
クラウド導入	情報システムについて、クラウド化などの共用化を促進
効果	情報システムの運用経費、サーバの構築維持管理経費の削減 業務プロセスの標準化・共通化 セキュリティ水準の向上 災害時における業務継続性の確保



(基幹系 20 業務システム)

- ①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録
- ⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税
- ⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護
- ⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金

クラウド(クラウドサービス)

インターネット回線等を経由して、データセンタに蓄積されたコンピュータ資源をサービスとして、利用者に対して遠隔地から提供すること。

ガバメントクラウド

デジタル庁が求める技術要件を満たす複数のクラウドサービスにより整備する、国・地方自治体等が利用可能なクラウドサービスの利用環境。

## (5) AI・RPA の利用推進

本格的な人口減少社会となる 2040 年頃を見据え、希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り分けるため、自治体の定型的な業務の効率化については、国の作成する

AI・RPA 導入ガイドブックを参考に、業務プロセスの見直しや情報システムの標準化・共通化など、根本的な対応策を検討したうえで AI・RPA の活用を進めます。

また、データの集積による機能の向上や導入費用の負担軽減の観点から、高梁川流域圏自治体と共同利用についても検討を進めます。

図表-11 AI・RPA 利用推進の取組

項目	内容
導入状況	AI・RPA 導入による定型的な業務の効率化 ・軽自動車税業務 新規登録・廃車のシステム入力プロセスの自動化 ・狂犬病予防注射業務 犬の登録のシステム入力プロセスの自動化 ・ケーブルテレビ減免補助金業務 支給条件の抽出プロセスの自動化 ・AI(人工知能)を活用し、紙の文字をデジタルデータに変換
効果	定型的な業務を効率化、政策立案等の本来注力すべき業務への人的資源の振り分け

## (6) 職員のテレワークの推進

リモートアクセス環境を整備し、業務のデジタル化・ペーパーレス化を推進しています。これにより、災害や感染症拡大時に備えるとともに、時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークを推進します。

また、業務見直し等の進捗に合わせ、テレワーク対象業務の拡大を推進します。

図表-12 テレワーク等推進の取組

項目	内容
環境の拡充	リモートアクセス環境、情報共有やコミュニケーションツール(ファイル共有、Web 会議、チャット等)の拡充
対象業務の整理・拡大	テレワーク対象業務の整理、対象業務の拡大
ペーパーレス化	資料、決裁の電子化など、ペーパーレス化の推進
効果	災害、感染症拡大時の業務継続性の向上 時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方の確保

AI(人工知能)

Artificial Intelligence の略。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現するための技術のこと。

RPA

Robotic Process Automation の略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

## 2 地域のDX

### (7)地域社会のデジタル化

心豊かな暮らしと持続可能な環境・社会・経済の実現に向けた「デジタル田園都市国家構想」を踏まえ、本市のめざすべき理想像を描き、誰一人取り残されず全ての人がデジタル化のメリットを享受して心豊かに暮らせるデジタル化社会形成の取組を進めます。

図表-13 地域社会のデジタル化の取組

項目	内容
地域社会のデジタル化状況	拡張現実、仮想現実技術を活用した防災訓練 オンラインアンケート・申込 デジタル技術を活用した健康増進 データ活用による農地利用集積の促進
効果	新たな体験による価値の創造 住民や職員の労力の削減

### (8)デジタルデバインド対策

あらゆる情報やサービスがデジタル技術の利用を前提としつつあります。デジタル機器の利用が困難な方も含めた誰もがデジタル化の恩恵を受けられるように、情報通信基盤の安定した維持とデジタル機器の利用が困難な方への支援を行います。

図表-14 デジタルデバインド対策推進の取組

項目	内容
推進体制	ケーブルテレビ事業者やスマートフォン教室実施者との連携
通信環境の整備状況	市内全域で超高速インターネット環境を整備
効果	デジタル社会の基盤となる情報通信網の整備

令和5年度	令和6年度	令和7年度
ケーブルテレビ網の光化		
デジタル機器の利用困難者への支援		

**拡張現実**

現実世界に仮想の情報を重ね合わせて表示することで、現実世界を拡張する技術のこと。

**仮想現実**

現実世界とは全く異なる仮想世界に自分がいるように体験させる技術のこと。

**デジタルデバインド**

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

## (9)オープンデータの推進・官民データ活用の推進

高梁川流域圏域では、自治体・民間企業等が保有している行政・経済・地理等の各分野の公共的データを一元的に集約し、社会全体にとって利用価値の高いデータ公開に取り組んでいます。

この取組を継続するとともに、高梁川流域圏の公営企業等が保有するデータのうち、公益に資するものについてオープンデータ化を促す取組も開始するとともに、「サービス設計 12 箇条」に基づくサービスデザイン思考を導入し、官民連携により住民サービスなどへのオープンデータ活用を進めます。

図表-15 オープンデータ推進の取組

項目	内容
推進体制	高梁川流域圏との連携
公開状況	高梁川流域圏ポータルサイト「data eye」での公開
効果	安全・安心社会及び快適な生活環境の実現

### オープンデータ

国、地方自治体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータを指す。①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの。②機械判読に適したもの。③無償で利用できるもの。

### サービスデザイン

顧客体験のみならず、顧客体験を継続的に実現するための組織と仕組みをデザインすることで新たな価値を創出するための方法論。



## 【参考資料】

### 準拠したガイドライン等

DX推進方針、推進体制	
DX推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムの整備及び管理の基本的な方針 (令和3年12月24日デジタル大臣決定)</li> <li>・デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン (令和4年4月20日最終改定。デジタル社会推進会議幹事会決定)</li> </ul>
デジタル人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体DX推進のための外部人材スキル標準 (令和4年9月総務省)</li> </ul>
行政のDX	
自治体情報システム標準化・共通化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムの整備及び管理の基本的な方針 (令和3年12月24日デジタル大臣決定)</li> <li>・デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン (令和4年4月20日最終改定。デジタル社会推進会議幹事会決定)</li> </ul>
マイナンバーカードの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード交付円滑化計画の改訂について (令和2年10月27日付け総行住第181号)</li> </ul>
自治体のAI・RPAの利用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体におけるRPA導入ガイドブック (令和3年1月総務省)</li> <li>・自治体におけるAI活用・導入ガイドブック (令和4年6月総務省)</li> </ul>
テレワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き (令和3年4月総務省自治行政局公務員部)</li> </ul>
セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン (令和4年3月版総務省)</li> </ul>
地域のDX	
デジタルデバイド対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域におけるデジタル活用支援の推進について (令和3年1月29日付け総行情第14号・総行応第25号・総行地第7号・総行過第2号・総情活第1号)</li> <li>・地域におけるデジタル活用支援の事例について (令和3年3月29日付け総務省自治行政局地域振興室事務連絡)</li> </ul>
オープンデータの推進 官民データ活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン (令和3年6月15日改定内閣官 房情報通信技術(IT)総合戦略室)</li> <li>・市町村官民データ活用推進計画策定の手引き (令和元年10月官民データ活用推進基本計画実行委員会 地方の官民データ活用推進計画に関する委員会)</li> <li>・地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver.2.0 (令和元年5月総務省情報流通行政局地域通信振興課地方情報化推進室)</li> </ul>